

十日町市重点支援臨時対応外国人材受入支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 労働力が不足している影響を踏まえ、売上向上を目指して市内事業者が行う外国人材の受入れに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「外国人材」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則別表第1及び別表第2に掲げる職種に従事する者
- (2) 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令で規定する分野に従事する者
(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 十日町市内に本社又は主たる事業所を有する事業者の他、市長が相当と認める団体若しくは個人であること。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る店舗等
 - イ 十日町市暴力団排除条例（平成24年十日町市条例第4号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有している者
- (2) 納付期限の到来した市税を完納していること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、外国人材を受入れることにより、労働力不足の解消を図るものであり、令和9年2月28日までに完了する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、新たに受け入れた外国人材を対象とする。

- (1) 企業が監理団体又は登録支援機関へ支払う初期費用及び毎月発生する監理費

(2) 企業が負担する対象従業員の家賃

(補助金の交付額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の3分の2とし、1人あたりの補助金額の上限を20万円とする。ただし、1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。

2 前項の補助金の額は、消費税及び地方消費税を除外して算出するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、外国人材との雇用契約後1年以内に十日町市重点支援臨時対応外国人材受入支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 同一事業者による申請は、外国人材3人までとし、外国人材1人につき1回限りとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助事業者に対し、十日町市重点支援臨時対応外国人材受入支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

(補助金の変更等の申請)

第9条 補助事業者(前条の規定により補助金の交付の決定を受けたものをいう。以下同じ。)は、前条の内容、若しくは交付申請の額を変更又は補助事業(前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業をいう。以下同じ。)を廃止しようとするときは、あらかじめ十日町市重点支援臨時対応外国人材受入支援事業補助金変更承認申請書(様式第3号)又は十日町市重点支援臨時対応外国人材受入支援事業補助金廃止承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の変更等の決定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、承認する場合は、補助事業者に対して、十日町市重点支援臨時対応外国人材受入支援事業変更承認通知書(様式第5号)又は十日町市重点支援臨時対応外国人材受入支援事業補助金廃止承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、十日町市重点支援臨時対応外国人材受入支援事業補助金実績報告書兼請求書(様式第7号)に市長が必要な書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。同時に同様式により

補助金の請求をすることとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定により請求を受け交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 対象従業員が採用から1年以内に離職したとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、この要領の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者に対し、十日町市重点支援臨時対応外国人材受入支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、十日町市重点支援臨時対応外国人材受入支援事業補助金返還命令書(様式第9号)により補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。